

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画

都市計画 小江原町地区計画

（平成15年7月11日）

名 称	小江原町 地区計画	
位 置	長崎市 小江原町、小江町、柿泊町	
面 積	約 7.5ha	
地区の目標	当地区は、本市の都市計画区域において保留された人口フレームの範囲内で計画的な市街地整備を担保し、市街化区域へ編入した地区である。そこで地区計画の策定により建築物等の規制誘導を積極的に推進し、宅地の緑化により街区の美観を高め良好な居住環境の創出や維持・増進を図り、水準の高い市街地の実現を目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	当地区は、低層の専用住宅を主体とし、敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を設定する。又、住居専用地区は、閑静で快適な住宅地にふさわしい土地利用を促進し、住居地区は、沿道サービス型の土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区計画の目標にてらし安全で快適な市街地整備を行うため、区画道路（巾6m以上）、公園・緑地（開発面積の6%以上）を適正に配置し、整備する。
	建築物等の整備方針	良好な居住環境とするために、建築物等の用途及び意匠・形態について必要な基準を設定し、同時に生垣による緑化の推進を図る。特に意匠・形態については、周辺環境に充分留意し、都市景観の向上に資するものとする。
	その他当該地区の整備、及び保全に関する方針	自然樹林地及び法面等の緑地は極力保全する。

地区整備計画	地区の名称	小江原町 地区		
	地区の面積	約 6.6ha		
	地区の細区分の名称及び面積	住居専用地区 約 5.9ha 住居地区 約 0.7ha (別途計画図のとおり)		
	建築物等の用途の制限	住居専用地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(長屋を除く) (2) 住宅で次の用途を兼ねるもののうち、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、居住に供しない部分の床面積の合計が50㎡以内のもの ア. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの イ. 美術品又は工芸品を作成するためのアトリエ又は工房 (3) 集会所 (4) 前各号の建築物に付属する建築物で軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の平家建て物置、又は、軒の高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が50㎡以内の自動車車庫等	
		住居地区	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館	
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡		
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号の一に掲げるものにあつては、この限りでない。 (1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの イ 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である物置その他これに類するもの (2) 軒の高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が50㎡以内である自動車車庫等			

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 高さの 最高限度	住居地区における建築物の高さは20m以下とする。
		建築物等の 形態又は意匠 の制限	<ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根、外壁については落ち着いた色彩とし地区の環境に調和したものとする。 (2) 敷地内に設置する駐車場及び自動車車庫の構造、材料については地区の環境に調和したものとする。 (3) 敷地境界又は道路境界上に造成された石積み並びに石段は当該住宅用地の造成工事の完了時における形態及び意匠を保全するものとする。ただし、車の進入上やむを得ず行う場合はこの限りではない。 (4) 建築物またはスラブ等の工作物は、法面内にまたは法面に突き出して建築し、または建設してはならない。 (5) 屋上の給水タンク等の設備類は、屋根又はこれらに類するもので覆うものとする。 (6) 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するものを屋上に設けてはならない。
		かき、又は さくの 構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路境界等に面するかき又はさくについては、次に掲げるもの以外は設置してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンスで生垣と併用とする。ただし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。 2 隣地境界等に面するかき又はさくについては、次に掲げるもの以外は設置してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンスとする。ただし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。
備 考			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」